

水源浄水場施設更新設計施工業務委託
公募型プロポーザル

実施方針

令和7年7月

刈谷市水資源部水道課

目次

第1	はじめに	1
第2	本業務の概要	1
1	業務内容	1
(1)	業務の目的	1
(2)	業務名称	2
(3)	公共施設等の管理者の名称	2
(4)	業務場所	2
(5)	対象施設	3
(6)	対象業務の概要	5
(7)	事業方式	5
(8)	業務スケジュール	6
(9)	対象業務の概要	6
(10)	対象業務の概要	6
第3	事業者の募集及び選定、契約に関する事項	6
1	事業者の選定	6
(1)	事業者を求めるもの	6
(2)	事業者の選定方法	6
(3)	事業者選定委員会の設置	7
(4)	契約の締結	7
2	参加資格	7
(1)	応募者の構成等	7
(2)	応募者の参加資格要件	8
(3)	応募参加資格確認基準日	12
3	入札保証金	12
4	事業者選定のスケジュール等	12
(1)	事業者選定のスケジュール	12
(2)	現地見学会及び実施方針に関する質問受付及び回答公表	13
第4	事業者の責任の明確化等業務の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15

1	業務契約に関する基本的な考え方	1 5
2	本業務で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方	1 5
	(1) リスク分担の基本的な考え方	1 5
	(2) 本業務で予想されるリスク	1 5
	(3) 対象業務におけるサービスの水準	1 7
第5	対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	1 7
1	施設の立地条件	1 7
	(1) 対象施設の所在地	1 7
	(2) 建設用地の制限等	1 7
2	施設の規模	1 8
3	土地の使用	1 8
4	施設の改良要件等	1 8
第6	契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	1 9
第7	本業務の継続が困難となった場合の措置に関する事項	1 9
1	受注者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	1 9
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	1 9
第8	その他業務の実施に関し必要な事項	1 9
1	債務負担行為	1 9
2	本業務に係る情報の提供方法	1 9
3	実施方針の変更	1 9
4	公募型プロポーザルの中止等	1 9
5	優先交渉権者を選定しない場合	2 0
6	応募に当たっての費用の負担	2 0
7	提出書類への取扱い	2 0
	(1) 著作権	2 0
	(2) 書類提出の返却	2 0
	(3) 特許権等	2 0
8	環境への配慮	2 0
9	本業務に係るアドバイザー	2 1
1 0	本業務に関する問合せ先	2 1

第1 はじめに

刈谷市水道事業は、昭和32年7月に旧厚生省（現在の厚生労働省）から事業認可を受け、昭和35年4月より井ヶ谷町及び小垣江町の一部を除いた区域の約2,200世帯に給水を開始した。以後、浄水施設の建設や給水区域の拡張、給水人口の増加に伴う水需要の増加により、4期にわたる拡張と6回の変更を重ね、現在は第4期拡張2次変更事業（令和4年1月）に沿った事業運営を行っている。

一方で、市民の節水意識の向上や節水型機器の普及、大口使用者の地下水利用への転換等による水需要の減少、水道施設の経年化・耐震化対策に必要な投資需要の増大に起因する財源の不足、水道事業の管理・運営等に関する技術の継承など、水道事業を取り巻く環境は年々厳しくなっており、この解決策の1つとして官民連携手法が注目されている。官民連携手法の効果としては、包括委託・性能発注の採用による事業の効率化、民間事業者の人材活用による公共職員の補完等が挙げられる。

こうした中で、運用開始から約65年が経過しており、現行の設計基準に対して十分な耐震性強度が確保できていない水源浄水場を全面更新するにあたり、設計・施工を一括して行う民間事業者（以下、「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式で選定する。これにより、事業者が有する技術力、ノウハウや創意工夫を最大限活用し、合理的かつ効率的な更新を行うことで、将来にわたって安心・安全な水を安定して供給し、刈谷市水道事業の持続的な経営を行うことを目的としている。

本実施方針は、刈谷市水資源部水道課（以下「水道課」という）が実施する水源浄水場施設更新設計施工業務委託（以下「本業務」という。）について、概要及び本事業を実施する事業者の募集及び特定に関する方針を定めるものである。

第2 本業務の概要

1 業務内容

(1) 業務の目的

本業務は、現行基準に対する耐震性の確保及び老朽化が進む機械・電気設備の更新といった水源浄水場が抱える課題を解決するために、既設の水源浄水場を稼動しながら、隣接する用地に新たな浄水場を建設して、施設の全面更新を図るものである。

業務の実施にあたっては、事業者が有する技術力、ノウハウ及び創意工夫を活用する設計施工業務の事業者選定を公募型プロポーザル方式で実施することにより、合理的か

つ効率的な更新を行うとともに、将来にわたり安心・安全な水を安定して供給することを目的としている。

(2) 業務名称

水源浄水場施設更新設計施工業務委託

(3) 公共施設等の管理者の名称

刈谷市水道事業 刈谷市長 稲垣 武

(4) 業務場所

愛知県刈谷市西境町

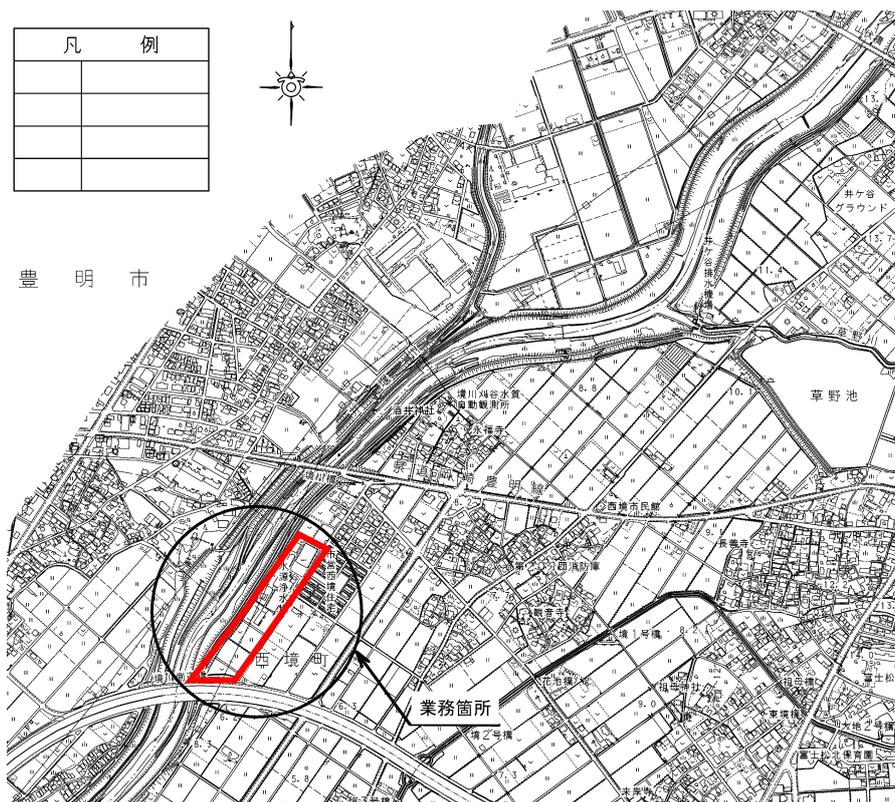


図1 水源浄水場の位置図



図2 水源浄水場の航空写真（赤枠部分）

(5) 対象施設

本業務の対象施設の概要を表2.1に示す。

対象施設の敷地は、既存浄水場の敷地に隣接する土地を予定しており、令和7年度末には用地買収及び用地測量が完了する予定である。

表2.1 新設対象施設の概要

項目	概要
運用開始	令和13年4月
施設能力	計画取水量：計17,800m ³ /日 (深井戸10,300m ³ /日、伏流水7,500m ³ /日) 計画一日最大処理水量：17,800m ³ /日 計画一日最小処理水量：10,300m ³ /日
処理方式	事業者提案による
新設対象施設	施設の構成は事業者提案による 例) 着水井、酸化槽、活性炭接触池、混和池(急速攪拌池)、フロック形成池、薬品沈澱池、ろ過池、配水池、排水処理施設、薬品注入設備、電気計装設備、送配水ポンプ施設、場内配管
継続使用施設	管理棟、天日乾燥床 ※これらの施設は継続して活用することを想定しているが、施設更新、維持管理の効率化を目的として新設・改築等の提案も認めるものとする。



图 3 新設施設用地位置图

(6) 対象業務の概要

本事業の対象業務を表 2.2 に示す。事業者は、本事業に係る調査設計及び施工を一括して実施する。

表 2.2 本業務の概要

対象業務		概要
調査	周辺環境調査	騒音及び振動、臭気、車両交通、家屋調査、周辺通行者状況、土壌汚染（資料の収集整理）、日照、地下水。
	測量調査	既設用地は中心線測量、縦断測量、横断測量、現地測量を水道課において実施済み（令和 4 年度 水源浄水場更新基本設計業務委託）。新設用地は、令和 7 年度末に用地測量結果を提供予定。その他設計・施工に必要な部分の追加測量。
	地質調査	水道課において実施済み（令和 4 年度 水源浄水場更新基本設計業務委託）。事業者提案の施設配置に伴い必要となる追加調査。
	試掘調査	工事に影響が考えられる埋設物位置確認のための調査。
	説明会等補助	住民説明会等の資料の作成及び説明会への出席、その他必要な補助・支援。
	その他	関係機関との協議に必要な資料の作成。
設計	基本設計	水道課の承諾を受けるため、対象施設に関する提案内容を具体化した図書を作成。
	詳細設計	水道課が承諾した基本設計内容をもとにした詳細設計。
	本事業に関わる各種申請書類等の補助	設計及び施工に必要な各種申請書類の作成、関係機関との協議。
施工	新設対象の建設工事	新設対象の土木及び建築施設、機械及び電気設備の建設工事。
	既存施設の整備工事	原則、既存浄水場の撤去は含まれない。ただし、新設対象の建設工事に伴い発生する既存施設の土木及び建築施設、機械及び電気設備の改良・移設・撤去・仮設工事等は対象とする。
	試運転、運転指導業務	事業者は試運転を行い、個々の設備および施設全体としての性能および機能を確認したうえで、既存浄水場との切替作業を実施すること。事業者は、本事業で整備した施設、設備等の運転操作や保守点検等、施設の維持管理で必要となる運転管理マニュアルおよび保守点検マニュアル等を作成すること。なお、作成にあたっては、本市の意見・要望を反映するため、市職員へのヒアリング等を実施し、作成した運転管理マニュアル等を用いて市職員への運転指導等を行うこと。

(7) 事業方式

本業務は、水源浄水場における施設の設計及び施工を一括して実施する D B (DesignBuild) 方式とする。

(8) 業務スケジュール

業務のスケジュールは、以下を予定している。

表 2.3 業務スケジュール (予定)

項目	予定時期
契約締結	令和 8 年 9 月下旬
設計及び建設の着手	令和 8 年 10 月
設計及び建設期間 (試運転調整を含む)	令和 8 年 10 月～令和 13 年 3 月 31 日
運用開始	令和 13 年 4 月

(9) 遵守すべき関係法令等

事業者は、本業務を実施するにあたり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む）を遵守するものとする。

(10) 留意事項

本業務は既存施設を運転しながら、隣接敷地内及び一部同一敷地内での更新工事である。業務の実施にあたっては、市内への安定的かつ継続的な配水を確保しながら工事を実施する必要がある。また、完成後は新たな施設への切り替え作業を行う。

第 3 事業者の募集及び選定、契約に関する事項

1 事業者の選定

(1) 事業者を求めるもの

本業務は、民間の技術的能力に期待し、水源浄水場における施設の設計及び施工を一括して実施するDB方式とするものである。事業者には、効率的かつ効果的な浄水場施設の設計及び施工を目的としている。

(2) 事業者の選定方法

事業者の募集及び選定については、技術提案に基づいた公募型プロポーザル方式により行うこととする。また、手続きは以下のとおり実施することを予定している。なお、詳細は募集要項等において公表する。

ア 参加資格確認

参加資格の確認として、刈谷市入札参加資格者名簿に登録されていることや一定の実績を有することなどの形式面の確認を行う。

イ 提案内容の審査

上記アにおいて本業務を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者（以下「応募者」という。）から、具体的な業務の実施方法や請負金額等について提案を受け、水道課の定める要求水準（以下「要求水準」という。）との適合性、施工計画の妥当性、確実性及び提案価格等これらの提案内容を総合的に評価した上で、優先交渉権者を選定する。なお、提案内容の審査は、提出された書面の他、応募者によるプレゼンテーションにより行う。

(3) 事業者選定委員会の設置

本業務において、優先交渉権者の選定にあたり、関係機関等より構成される「水源浄水場施設更新事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、応募者の提案内容についての審査を行い、優先交渉権者を選定する。

(4) 契約の締結

水道課は、委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者と協議し、契約を締結する。

2 参加資格

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

ア 応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業等により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

イ 応募グループを構成する企業数は任意とするが、本業務の実施に関して各々の構成員（設計企業及び建設企業）が適切な役割を担う必要がある。また、応募グループは、構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業が入札参加資格の申請及び手続きを行う。

ウ 応募グループは、参加表明書及び参加資格確認申請書（以下「参加資格確認申請書」という。）の提出時に、代表企業と構成員の企業名及び携わる業務について明らかにするものとする。

- エ 代表企業の変更は認めない。ただし、本市がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。
- オ 参加資格確認申請書の提出後、参加の意思を表明した応募者の構成員の変更は、原則として認めない。ただし、(3)イに該当する場合に限り、構成員の変更を認めるものとする。
- カ 応募企業及び応募者グループの構成員は、他の応募者グループの構成員となることはできない。
- キ 応募者は、本業務を履行する目的で共同企業体（以下「設計建設JV」という）を結成することができる。なお、必要であれば設計を担当する企業を構成員に含めてもよい。また、設計建設JVにおいては、国土交通省通達「中小建設業の振興について」（昭和37年建設省発第79号）における結成方式（甲型・乙型）を指定しない。
- ク 応募者は、本工事の設計建設JVの構成企業に、積極的に刈谷市内に本社・本店がある企業（以下「地元企業」という）を活用するよう努めること。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者は、対象施設の設計及び建設の各業務を行うものとして、以下の各項の要件を全て満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

ア 共通の資格要件

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年度政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (イ) 刈谷市入札参加資格停止要領等に基づく指名停止等を受けていない者であること。
- (ウ) 刈谷市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する事務取扱要領に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (エ) 次の法律の規定による申立又は通告がなされていない者であること。
 - ①会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更正手続開始の申立（ただし、更正手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - ②民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (オ) 消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。

- (カ) 国税及び地方税について未納がないこと。
- (キ) 本業務のプロポーザル支援業務受注者及びその関係会社（受注者の発行済み株式総数の20%以上の株式を有し、又はその出資の20%以上の出資をしているか、もしくは受注者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）でないこと。
- (ク) 本業務の審査委員の所属する企業又はその企業の子会社又は親会社であるものの以外の者であること。

イ 応募グループに必要な要件

応募グループの少なくとも1社（代表企業又は構成企業）は、過去10年以内に、国内の水道事業に関するPPP事業（DB方式等の発注方式）において代表企業として参加した実績を有すること。

ウ 各業務の実施企業の資格要件

入札参加者の企業には、本施設の設計及び施工の各業務を行うものとして、以下の（ア）～（イ）各項の要件を区分に応じ全て満たすこと。

（ア）設計業務に関する事項

設計業務に携わる企業は、次の要件を満たすこと。なお、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

- 刈谷市において令和6・7年度入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- 国土交通省の建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規程に基づいて、建設コンサルタント登録簿に上水道及び工業用水道部門で登録を受けていること。
- 技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和58年法律第25号）に定めるものをいう。）が1名以上在籍していること。
- 技術士法に定める技術士で電気・電子部門の資格を有する者が1名以上在籍していること。

- 過去 10 年以内に、国内において、施設能力 10,000 m³/日以上を有する浄水場の詳細設計(新設又は更新とし、耐震補強は含まない)実績を有すること(設計施工一括発注の場合は、設計業務が完了していることが証明出来ればよいものとする。)

(イ) 建設工事に関する事項

建設工事に携わる企業(土木工事、建築工事、機械設備工事、電気工事)は、次の要件を満たすこと。なお、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社が次の要件をすべて満たすこととし、その他の企業についても地元企業は総合点数を、市外業者は経営事項審査の点数(P 点)を満たすこと。

【共通】

- 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定により、土木建築工事企業は土木一式工事及び建築一式工事、水道施設工事企業は機械器具設置工事及び水道施設工事、電気工事企業は電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- 建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。なお、参加資格確認申請書の受付を行う日から起算して 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

【土木工事】

- 令和 6・7 年度刈谷市入札参加資格者名簿(建設工事)に「土木工事」として登録されていること。
- 地元企業については、令和 6・7 年度刈谷市入札参加資格者名簿「土木一式工事」の総合点数が 1,000 点以上であること。市外業者については、建設業法に規定する「土木一式工事」に係る経営事項審査の点数(P 点)が 1,500 点以上であること。
- 過去 10 年以内に、国内において、施設能力 10,000 m³/日以上を有する浄水場の土木工事(主要な浄水場構造物の新設又は更新)を施工し、引き渡した実績を有すること(土木工事を他社と共同で履行した実績については、

共同企業体の構成員として出資比率が20%以上であるものに限る。)

【建築工事】

- 令和6・7年度刈谷市入札参加資格者名簿（建設工事）に「建築工事」として登録されていること。
- 地元企業については、令和6・7年度刈谷市入札参加資格者名簿「建築一式工事」の総合点数が1,000点以上であること。市外業者については、建設業法に規定する「建築一式工事」に係る経営事項審査の点数（P点）が1,500点以上であること。

【機械設備工事】

- 令和6・7年度刈谷市入札参加資格者名簿（建設工事）に「機械器具設置工事」として登録されていること。
- 地元企業については、令和6・7年度刈谷市入札参加資格者名簿「機械器具設置工事」の総合点数が600点以上であること。市外業者については、建設業法に規定する「機械器具設置工事」に係る経営事項審査の点数（P点）が1,100点以上であること。
- 過去10年以内に、国内において、施設能力10,000 m³/日以上を有する浄水場の機械設備工事（主要な浄水処理設備の新設又は全面更新）を施工し、引き渡した実績を有すること（機械設備工事を他社と共同で履行した実績については、共同企業体の構成員として出資比率が20%以上であるものに限る。)

【電気工事】

- 令和6・7年度刈谷市入札参加資格者名簿（建設工事）に「電気工事」として登録されていること。
- 地元企業については、令和6・7年度刈谷市入札参加資格者名簿「電気工事」の総合点数が1,000点以上であること。市外業者については、建設業法に規定する「電気工事」に係る経営事項審査の点数（P点）が1,500点以上であること。

- 過去 10 年以内に、国内において、施設能力 10,000 m³/日以上を有する浄水場の電気工事（浄水場の集中監視及び計装設備一式等の新設又は全面更新）を施工し、引き渡した実績を有すること。（電気工事を他社と共同で履行した実績については、共同企業体の構成員として出資比率が 20%以上であるものに限る。）。

（3）応募参加資格確認基準日

- ア 応募資格確認基準日は、応募資格確認申請書の提出期限の最終日とする。ただし、令和 6・7 年度刈谷市入札参加資格者名簿の登録については募集要項公表日前日を応募資格確認基準日とする。
- イ 応募参加資格確定基準日の翌日から技術提案書等の提出までの間、応募者の構成員が(2)の参加資格を欠くに至った場合など、当該応募者は公募型プロポーザルに参加することができない。ただし、参加資格審査を経た上で、(2)の資格要件に該当する構成員と変更し参加することを認めるものとする。
- ウ 技術提案書等の提出の翌日から優先交渉権者選定日までの間、応募者の構成員が(2)の参加資格を欠くに至った場合、当該応募者を優先交渉権者選定の審査対象から除外する。

3 入札保証金

入札保証金は免除する。

4 事業者選定のスケジュール等

（1）事業者選定のスケジュール

事業者選定に当たってのスケジュールは、表 3.1 に示すとおり予定している。また、詳細については募集要項に示す。なお、本市の都合により日程を変更する場合がある。

表 3.1 事業者選定のスケジュール（予定）

実施事項	日程
実施方針の公表	令和7年7月16日（水）
実施方針に関する質問の受付開始	令和7年7月17日（木）
現地見学会参加申込期間	令和7年7月17日（木） ～ 令和7年7月23日（水）
現地見学会の実施	令和7年7月31日（木）
実施方針に関する質問の受付締切	令和7年8月8日（金）
実施方針に関する質問に対する回答の公表	令和7年8月27日（水）
要求水準書及び募集要項等の公表	令和7年9月下旬
募集要項等に関する質問の受付開始	令和7年9月下旬
募集要項等に関する質問の受付締切	令和7年10月上旬
募集要項等に関する質問に対する回答の公表	令和7年10月下旬
参加表明書及び資格確認申請書の受付	令和7年10月
応募資格審査結果の通知	令和7年10月下旬
技術提案書等の受付	令和7年11月上旬 ～ 令和8年3月下旬
技術提案のプレゼンテーション	令和8年7月下旬
優先交渉権者選定・公表	令和8年8月上旬
契約の締結	令和8年9月下旬

(2) 現地見学会及び実施方針に関する質問受付及び回答公表

本業務に応募しようとする事業者等に対して水源浄水場の現地見学会を開催し、業務に係る情報を提供する。なお、現地見学会に出席する場合は、事前登録を行うこと。

ア 現地見学会

(ア) 開催日

令和7年7月31日（木）（予定）

(イ) 参加申込

令和7年7月17日（木）午前10時から令和7年7月23日（水）午後5時まで

ただし、現地見学会参加申込書（様式1）を後記第8の10「本業務に関する問合せ先」宛て電子メールで提出すること。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。

(ウ) 開催場所

水源浄水場（刈谷市西境町清水14番地1）

(エ) 注意事項

当日の詳細は、参加申込書を受理した後に、個別に通知する。なお、決められた時間内で、市が指定する見学可能な範囲で自由な調査が可能とすることを予定している。

参加単位は、1社又は応募グループ（予定）のいずれでも可能とするが、各企業で最大3名までとする（1社の場合は最大3名、応募グループ（予定）の場合は最大で構成企業数×3名）。

水道課職員による現地案内は行うが、本見学会では質疑応答の機会を設けない。

参加者はIDストラップ等を着用すること。

イ 実施方針に関する質問受付及び回答公表

実施方針に関する質疑応答は以下により行う。

（ア）実施方針に関する質問受付

①受付期間

実施方針公表翌日から令和7年8月8日（金）午後5時まで

②提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する質問書（様式2）に記入の上、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。

なお、ファイル形式はMicrosoft Word 又はそれと互換性のある形式とし、PDF等は不可とする。

あて名は、後記第8の10「本業務に関する問合せ先」のとおりである。

（イ）回答の公表

令和7年8月27日（水）（予定）

実施方針に関する質問に対する回答は、水道課の本事業に係るホームページを通じて行うものとする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

ホームページURL

<https://www.city.kariya.lg.jp/sangyo/nyusatsu/puoposal/1020713.html>

第4 事業者の責任の明確化等業務の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 業務契約に関する基本的な考え方

水道課は、優先交渉権者と本業務にかかる協議を実施した上で、業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

なお、優先交渉権者決定日の翌日から契約締結日までの間、優先交渉権者の構成員が参加資格を欠くに至った場合、水道課は優先交渉権者と契約を締結しない場合がある。

2 本業務で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

(1) リスク分担の基本的な考え方

本業務においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成30年10月23日閣議決定）に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する。」との考えに基づきリスクを分担する。リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、発注者が行う業務に係るリスクは発注者が負担し、受注者が担う業務に係るリスクは受注者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力などの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

(2) 本業務で予想されるリスク

本業務で予想されるリスクについて、発注者と受注者の分担概略を表4.1に示す。

詳細については、募集要項等と併せて公表する「建設工事請負契約書（案）」に定め、最終的に「建設工事請負契約書」で確定する。

表 4.1 リスク分担表（概略）

リスクの種類	リスクの概要	負担者※1		
		発注者	受注者	
共通	公告資料等	記載内容の変更及び誤りに関するもの	○	
	契約締結	発注者の帰責事由により、落札者と契約を締結できない、又は契約手続きに時間がかかる場合	○	
		受注者の帰責事由により、発注者と契約を締結できない、又は契約手続きに時間がかかる場合		○
	政治	債務負担行為、財産の処分等の議決が得られない場合	○	
		事業の対象範囲の変更に関わるもの	○	
	法制度	本事業に直接関わる法制度の新設、変更等	○	
		上記以外の法制度の新設、変更等		○
	許認可の遅延	受注者が取得すべき許認可の遅延に関わるもの		○
		発注者が取得すべき許認可の遅延に関わるもの	○	
	税制度	法人事業税、法人住民税などの請負者の利益に関する税の新設・変更		○
		消費税の変更に関わるもの	○	
	第三者賠償リスク	受注者の帰責事由による第三者賠償等（調査、工事（実施型の場合）運転維持管理における騒音、振動、光、臭気等に関するもの）		○
		発注者の帰責事由による第三者賠償等	○	
	住民対応	本事業に対する、または発注者の要求に起因する住民の反対運動	○	
		調査、工事及び運転維持管理に関する住民反対運動、告訴、要望等に関するもの		○
	環境問題	発注者の要求に起因する環境問題	○	
		受注者の提案内容、業務に起因する環境問題		○
見学者事故	受注者の運転維持管理範囲内の施設の劣化や運転維持管理の不備により、見学者に事故が発生した場合		○	
安全確保	調査、工事、運転維持管理における安全の確保		○	
従事者の不正、犯罪	情報漏洩、横領等		○	
債務不履行	発注者の債務不履行及び当該サービスが不要になった場合等	○		
	受注者の事業放棄及び無許可での構成員の変更		○	
事業対象範囲	浄水業務の縮小又は拡充に伴う、事業の対象範囲の変更に関わるもの		○	
不可抗力	戦争、風水害、地震他、発注者及び受注者の双方の責めに帰すことのできない事由等（予め対策が可能な事象の準備対策不足に伴うものを除く）	○	△※2	
物価変動	物価変動による費用の増大	○	△※3	
調査・設計	測量・調査	受注者の帰責事由による測量・調査の不備		○
		発注者の帰責事由による測量・調査の不備	○	
	計画・設計・仕様変更	発注者からの要求・請求による変更、不備	○	
		受注者からの要求・請求による変更、不備		○
各種負担金	インフラ整備等の追加コストの発生	○		
工事	用地	事業用地の確保に関するもの	○	
		事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保		○
		地中障害物（仮設材、土壌汚染等事前に推測することが困難なもの）	○	
		地中埋設物（埋設管、電気ケーブル等事前に推測できるもの）		○
	工事遅延	受注者の帰責事由による完工遅延		○
		発注者の帰責事由による完工遅延	○	
	工事監理	工事現場監理に関するもの		○
		業務監理に関するもの	○	
	工事費の増大	発注者の帰責事由による工事費増大	○	
受注者の帰責事由による工事費増大			○	
施設の瑕疵	施設の瑕疵が発見された場合（瑕疵担保期間中）		○	
	施設の瑕疵が発見された場合（瑕疵担保期間後）	○		
要求性能未達	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	
施設損傷	改築後の施設の引渡し前に生じた施設損傷		○	

※1 負担者 ○：主負担 △：従負担

※2 不可抗力については、発注者負担とするが、追加費用が一定以下の場合には事業者負担とする。

※3 物価変動については、発注者負担とし、一定の費用変動以上の場合に費用改定を行う。

(3) 対象業務におけるサービスの水準

受注者は、業務期間中、水道課が満足する内容のサービスを提供することが求められる。
なお、浄水水質及び対象施設に要求する性能は、今後公表する要求水準書等において示すものとする。

第5 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の立地条件

(1) 対象施設の所在地

対象施設の所在地を表 5.1 に示す。

表 5.1 対象施設の所在地

施設		所在地
水源浄水場	既設用地	愛知県刈谷市西境町清水 14 番地 1
	新設用地	愛知県刈谷市西境町地内

(2) 建設用地の制限等

水源浄水場の建設用地の制限等を表 5.2 に示す。

表 5.2 水源浄水場の建設用地の制限等

項目	内容
所在地	愛知県刈谷市西境町地内
敷地面積	約 10,500 m ²
都市計画区域	都市計画区域内市街化調整区域
用途地域	用途地域の指定のない地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火地域の指定	指定無し(法 22 条区域)
その他の区域指定	指定無し
道路斜線	勾配 1.5
隣地斜線	立上り 31m+勾配 2.5
日影規制	4h-2.5h-測定面 4m (建物高さが 10m を超える場合) 東経 137° 00' 北緯 34° 59'
高度地区	指定無し
計画道路	無
騒音規制	朝夕-昼間-夜間; 55-60-50dB
振動規制	昼間-夜間; 65-60dB
垂直積雪量	30 cm
地表面粗度区分	Ⅲ
基準風速 (V0)	34m/秒
協議届出事項	都市計画法に基づく開発行為等の許可に関する基準を定める法令 刈谷市宅地開発指導要綱 雨水浸透阻害行為許可 等
その他	堤防に近接するため「2Hルール」を考慮すること。 用地内南北に送電線(高圧線)あることから、「高圧線直下に関する設置条件」を考慮すること。

2 施設の規模等

新設対象施設の規模等は、表 5.3 に示すとおり予定している。

表 5.3 新設対象施設の規模等

新設対象施設等	概要
施設能力	計画取水量：計 17,800 m ³ /日 (深井戸 10,300 m ³ /日、伏流水 7,500 m ³ /日) 計画一日最大処理水量：17,800 m ³ /日 計画一日最小処理水量：10,300 m ³ /日
処理水質	刈谷市水質検査計画に示す評価基準値を達成できるように水処理を行うこと。
土木構造物耐震性能	「水道施設耐震工法指針・解説 2022」を基準とする。 重要度：ランク A1 レベル 1 地震動に対して耐震性能 1 レベル 2 地震動に対して耐震性能 2
建築物耐震性能	「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」を基準とする。 耐震安全性の分類：Ⅱ類
電気・機械設備耐震性能	「建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）」、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」を基準とする。
耐用年数	構造物及び設備については、次に示す法定耐用年数以上が維持できる仕様とすること。 土木構造物：60 年 建築構造物：50 年 機械・電気設備：地方公営企業法に準じる 配管（雨水・排水、小配管は除く）：40 年
浸水対策	新設対象の施設については、計画水位（EL+9.00m）に対し、施設稼働の継続に十分な浸水対策を行うこと。
電気・機械設備の規格	日本産業企画（JIS）、日本電気工業会規格（JEM）及び、電気企画調査会標準規格（JEC）の標準によること。

※基準及び解説、規格等については最新版のものを使用すること。

3 土地の使用

水源浄水場の敷地は、本業務の実施に必要な範囲において受注者は水道課の許可を得て、土地を無償で使用できるものとする。

4 施設の改良要件等

新設施設及び構造に係る要件等の詳細については、今後公表する要求水準書等において示すものとする。

第6 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

本契約及び本契約に付帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、水道課と受注者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、本契約及び本契約に付帯する事業計画に関する紛争については、名古屋地方・家庭裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7 本業務の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 受注者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

水道課は、受注者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。受注者が当該期間内に修復することができなかつた場合は、水道課は契約を解除することができるものとする。詳細については本契約書において規定する。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

本契約に規定する事由ごとに、その責任の所在による改善等の対応方法に従う。

第8 その他業務の実施に関し必要な事項

1 債務負担行為

本業務における予算措置は、債務負担行為を予定している。

2 本業務に係る情報の提供方法

本業務に係る情報の提供は、水道課のホームページを通じて行うものとする。

3 実施方針の変更

実施方針については、公表後に事業者から受け付けた質問及び意見等を踏まえ、募集要項の公表までの間にその内容の変更を行うことがある。

変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後の内容及びスケジュールを公表するものとする。

4 公募型プロポーザルの中止等

競争入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠意な行為等により公募型プロポーザルを

公正に執行できないと認められる場合、又は競争性を確保し得ないと認められる場合は、執行延期、再公告又は中止等の対処を図る場合がある。

5 優先交渉権者を選定しない場合

事業者の募集及び優先交渉権者の選定の過程において、応募者がいない等の理由により、本業務をDB方式で実施することが適当でないと判断された場合には、公募型プロポーザルを中止することとし、その旨を速やかに公表する。

6 応募に当たっての費用の負担

応募に当たっての費用は、すべて応募者の負担とする。

7 提出書類への取扱い

(1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、水道課が必要と認めるときには、応募者の承諾がある場合のみ、水道課は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(2) 提出書類の返却

応募者から提出された資料は返却しない。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負うものとする。

8 環境への配慮

刈谷市では、環境施策の基本的な考え方を示した「刈谷市環境基本計画」、さらにそれを補完するものとして、CO2削減対策に特化した「刈谷市環境都市アクションプラン」を策定し、市民、事業者、行政が持つ力を出し合い、環境と経済が両立した持続可能で快適な環境

都市の実現を目指しています。また、これらの計画に基づき、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めています。

本業務の提案及び実施に当たっては、本市の取組の実現に向けて、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

- ア 資源に配慮すること。
- イ 省エネルギーに配慮すること。
- ウ 地球温暖化ガスの排出抑制に配慮すること。
- エ 周辺的生活環境（交通安全等）に配慮すること。
- オ 周辺の景観に配慮すること。

9 本業務に係るアドバイザー

本業務に係るプロポーザル支援業務受注者は、以下のとおりである。

受注業者名：株式会社 日水コン

10 本業務に関する問合せ先

刈谷市役所水資源部水道課工務係

所在地〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

電話 0566-62-1028 FAX 0566-23-2087

電子メール suidou@city.kariya.lg.jp

(実施方針に関する質問受付のみ)

第9 参考資料（既存浄水場）

表 9.1 既存浄水場等の施設概要

種別機能	名称	内容及び数量						
取水施設	第1水源	浅井戸	400m ³ /日 休止中 ※取水井 水中ポンプ φ150mm×13m×11kw×2.5m ³ /min					
	第2水源	伏流水	取水管(多孔ヒューム管) φ1,000mm L=100m 自然流下 7,500m ³ /日 水中ポンプ φ150mm×13m×11kw×2.5m ³ /min (3台)					
	第3水源	深井戸	井戸		ポンプ			計 取水 水量 (m ³ /日)
			内径 (mm)	深さ (m)	口径 (mm)	揚程 (m)	出力 (kw)	
		1号井	300	224	125	50.5	22.0	1,400 (4拵2次変)
		2号井	250	130	100	49.5	11.0	500 (4拵2次変)
		3号井	350	134	125	50.0	22.0	900 (4拵2次変)
		4号井	150	131	100	51.6	18.5	600 (4拵2次変)
		5号井	300	294	125	50.1	18.5	1,400 (4拵2次変)
		6号井	300	110	100	51.0	11.0	1,500 (4拵2次変)
		7号井	300	200	125	50.0	18.5	700 (4拵2次変)
		10号井	300	201	100	49.5	18.5	700 (4拵2次変)
11号井	300	102	125	49.5	22.0	1,600 (4拵2次変)		
12号井	300	200	125	49.0	22.0	1,000 (4拵2次変)		
導水施設	導水管	伏流水(2級河川 境川水系境川)						
		ヒューム管 φ 600mm L=555.0m						
		ヒューム管 φ 500mm L=714.0m						
		深井戸						
		鑄鉄管 φ 350mm L= 50.0m						
		鑄鉄管 φ 250mm L= 50.0m						
		鑄鉄管 φ 200mm L= 1,774.1m						
		鑄鉄管 φ 150mm L= 4,086.7m						
		鋼管 φ 150mm L= 92.8m						
ポリエチレン管 φ 150mm L= 292.3m								

種別機能	名称	内容及び数量
浄水施設	薬品混和渠槽	RC造 25.7m×17.0m×4.1m 1,791m ³ (2池) 酸化槽排泥ポンプ 3.7kw (1台)
	急速ろ過池	重力式RC造 6.31m×6.31m×2.37m ろ速 120m/日 面積 40m ² (5池)
	急速ろ過機	鋼板製圧力式 φ3.6m ろ速200m/日 面積 10m ² (3機)
	浄水池	RC造 29.0m×10.0m×2.3m 660m ³ (1池)
	導水ポンプ	φ200mm×φ150mm×15m×22kw×6.0m ³ /分 (3台)
		φ200mm×φ150mm×15m×11kw×2.9m ³ /分 (1台)
		φ125mm×φ100mm×38m×18.5kw×1.6m ³ /分 (3台)
	逆洗ポンプ	φ350mm×φ300mm×15m×55kw×16m ³ /分 (1台)
		φ350mm×φ300mm×15m×75kw×20m ³ /分 (1台)
	表洗ポンプ	φ200mm×φ150mm×35m×22kw×2.0m ³ /分 (1台)
ブローワー	φ200mm×22kw×28m ³ /分 (1台)	
薬品注入ポンプ	苛性ソーダ用 0.3L/分×0.3Mpa/m×0.4kw (2台)	
	0.3L/分×0.7Mpa/m×0.1kw (2台)	
	PAC用 0.3L/分×0.3Mpa/m×0.4kw (2台)	
	0.3L/分×0.7Mpa/m×0.1kw (3台)	
薬品注入タンク	次亜塩素酸ソーダ用 0.3L/分×0.3Mpa/m×0.4kw (2台)	
	苛性ソーダ用 鋼板製 10.0m ³ /槽 (2槽)	
	PAC用 FRP製 10.0m ³ /槽 (2槽)	
送水施設	次亜塩素酸ソーダ用 FRP製 φ1,700mm H=3.0m 6.0m ³ /槽 (2槽)	
	送水ポンプ	φ250mm×φ200mm×34m×55kw×7.0m ³ /分 (2台)
	ポンプ井	RC造 11.0m×2.0m×5.0m 110m ³ (1池)
配水施設	送水管	φ400mm L=5,417m (DIP(NS) L=5,201m, DIP(K) L=51m, NCP L=113m, SUS L=52m)
	配水池	RC造 20.0m×24.0m×2.3m 1,100m ³ (No.1) (1池)
		RC造 29.7m×24.6m×3.0m 2,000m ³ (No.2) (1池)
		RC造 29.7m×19.4m×3.0m 1,700m ³ (No.3) (1池)
配水ポンプ	φ250mm×φ200mm×50m×90kw×6.8m ³ /分 可変速 (4台)	
洗浄汚水処理施設	汚泥調整池	RC造 32.0m×6.0m×3.1m 400m ³ (1池)
	汚泥掻寄機	2.2kw×0.2~0.8m/分 (1台)
	上澄水返送ポンプ	φ200mm×φ150mm×15m×15kw×2.0m ³ /分 (2台)
	返送ポンプ(水中ポンプ)	φ100mm×10m×3.7kw×1.0m ³ /分 (1台)
	排泥ポンプ	φ80mm×20m×5.5kw×0.6m ³ /分 (2台)
	天日乾燥床	1号~3号 RC造 179m ² /池 (3池)
		4号~6号 RC造 180m ² /池 (3池)
7号 RC造 305m ² (1池)		
8号 RC造 285m ² (1池)		
9号~10号、12号~14号 RC造 120m ² /池 (5池)		
11号 RC造 126m ² (1池)		
電気施設	受電	3相3線式 6,600V 60HZ
	自家発電	ガスタービンエンジン発電機 6,600V 750KVA 950ps 700kw (1基) 燃料タンク 12, 950L 灯油
建築施設	(旧管理棟) 1F 導水ポンプ室、発電機室 2F アクアariumかりや	RC造2階建 1F・導水ポンプ室、発電機室、2F・アクアariumかりや 床面積 1F・288m ² 2F・234m ² 延床面積 1,027m ² (1棟)
	(新管理棟) 1F 水質試験室、受電室 2F 事務室、中央監視室	RC造2階建 1F・水質検査室、受電室、2F・事務室、中央監視室 床面積 1F・434.1m ² 2F・438.9m ² 延床面積 873.0m ² (1棟)
	送水ポンプ室	RC造 面積82.36m ² (1棟)
	返送ポンプ室	鉄骨スレート葺平屋建 面積38.88m ² (1棟)
増圧施設 (井ヶ谷町洲原公園内)	増圧ポンプ	ラインポンプ φ65mm×34m×7.5kw×0.6m ³ /分 (3台)
	電源	3相3線式 AC200V 60HZ

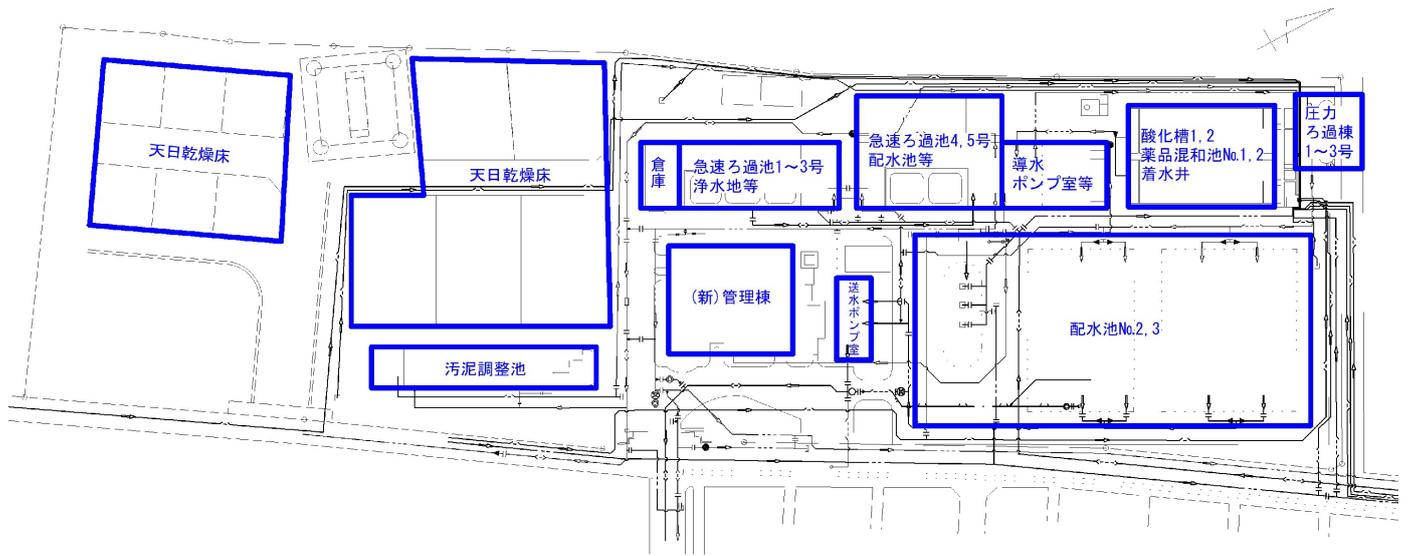


図4 既存浄水場平面図

水源浄水場フロー図

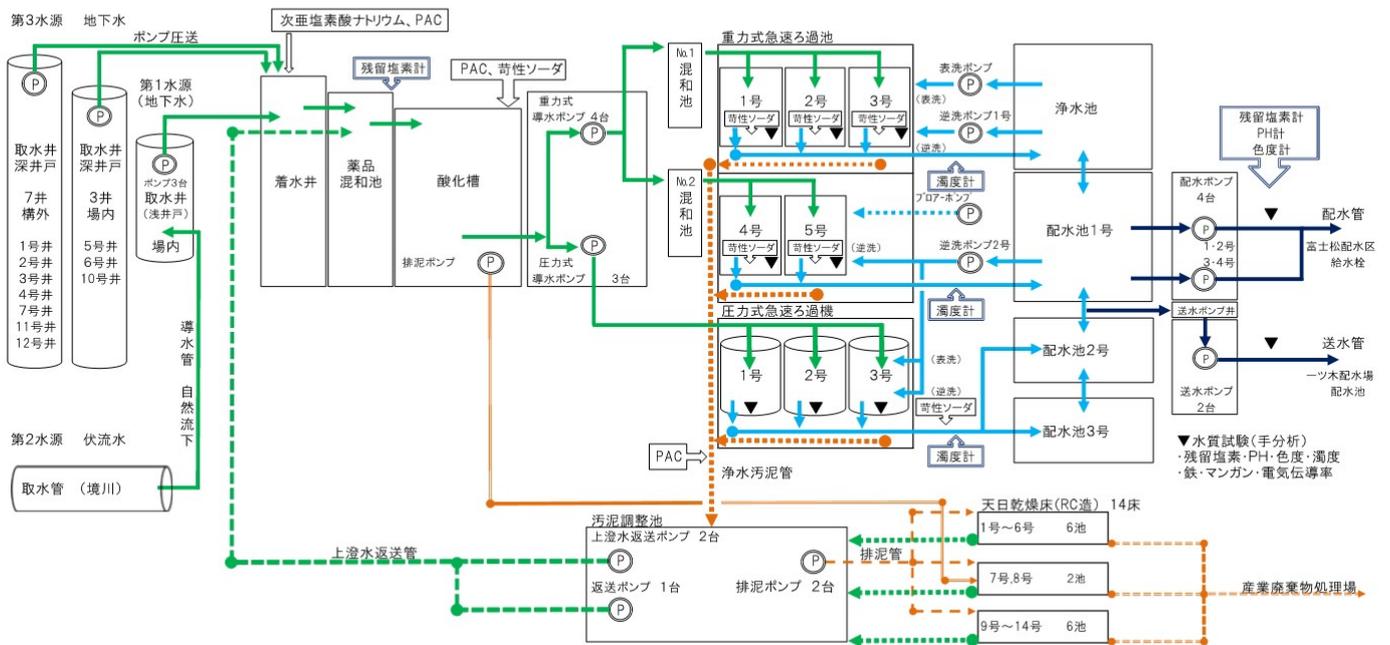


図5 既存浄水場概略処理フロー



图6 既存取水施設位置图